

令和2年分決算・申告指導(消費税を含む)のご案内

会場：金沢青色申告会事務局（金沢市北安江3-4-2）
 期間：1月18日(月)～3月15日(月)（但し土・日・祝日は除く）
 受付：8時30分～16時

**新型コロナウイルス感染予防策を徹底し、
完全予約制で実施することとなりました。**

- ・予約は電話で承ります。一度に複数回の予約は出来ません。
- ・予約状況はホームページからも確認できます。
- ・時間は1コマ（55分）単位です。時間内に終了しなければ改めてご予約ください。
- ・マスク着用の上、来会ください。
- ・来会時に検温とチェックリストへのご記入をお願いしています。

※提出のみの方、e-Taxのみの方は、予約は要りません。受付でお申し出ください。

【持ってくるもの】

- ◎認印・筆記用具・電卓等
- ◎手書きの方は、帳簿類、ブルーリターンAの方はパソコンやUSB
- ◎税務署から送られてくる「令和3年分確定申告のお知らせ」（ハガキ・封書）
- ◎e-Taxをする方は、利用者識別番号（「確定申告のお知らせ」を、お持ちでない方は、申告までに取得しておいてください。）
- ◎社会保険（国保等）の年間支払額
- ◎国民年金・生命保険・個人年金・地震保険・寄付金等の控除証明書
- ◎その他控除の書類（住宅取得控除・医療費控除など）
- ◎その他所得の書類（公的年金・個人年金・配当など）
- ◎決算申告指導料（所得税2,200円／消費税1,100円）
家族の方の申告指導料（所得税2,200円）
- ◎令和1年の決算書・申告書（消費税の申告の方は平成30年の決算書も）

〈お願い〉

マイナンバーカードのコピー（両面）をお持ちください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証等のコピーをお持ちください。専従者・扶養親族（年少者含む）がいる場合は、個人番号をメモして来てください。

事務局よりお知らせ

- ・年末は12月25日(金)まで、年始は1月5日(火)より通常業務となります。
- ・1月18日(月)より決算・申告指導が始まりますので、年末調整は1月15日（金）午前中までに済ませてください。
- ・1月15日(金)は研修のため、午後は事務局を閉めさせていただきます。

金沢青色申告会のホームページが新しくなりました!!

金沢青色申告会



で検索

事務局のお休みのお知らせや、
決算・申告指導の予約状況を確認できます。

スマートフォンで見るともできます。



金沢青色申告会報

題字 壽美田 與作

発行所
 金沢市北安江3-4-2
 北栄ビル1階
 金沢青色申告会
 TEL 222-8921
 FAX 222-8922

綱 領

- 一、われらは誠実なる青色申告者として税務の民主化と合理的な税制の確立を期す
- 二、われらは青色申告者を基礎とした中小企業等の経営合理化を図り国民経済の発展を期す
- 三、われらは青色申告を通じ生活の改善を図り国民福祉の増進を期す

実践目標

- 一、正しく強く
 - 二、自分で記帳をつけよう
 - 三、誠実な青色申告・誠実な店
 - 四、仲間を物を買おう
 - 五、青色申告時間の厳守
- 経営者理論の確立
 自計主義
 信頼される繁盛店
 相互取引・相互繁栄
 定刻開会・定刻閉会

第58回 北陸ブロック大会



第57回北陸ブロック大会（福井県）

今年の北陸ブロック大会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止となりました。

第59回北陸ブロック大会は、石川県連が担当です。山代温泉『ゆのくに天祥』にて10月28日(木)・29日(金)を予定しておりますので、多数の参加お待ちしております!!

租税教室開催



本年、青年部として1月金沢市立浅野川小学校、2月内灘町清湖小学校で租税教室を開催することになりました。

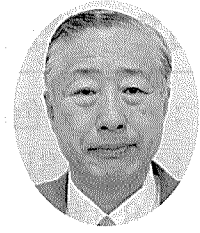
今後も青年部の活動の充実を図っていきたくと考えております。



「会長年頭あいさつ」

金沢青色申告会会長

末栄 康則



新年あけましておめでとございます。新年にあたり、会員の皆様には、長年に亘り金沢青色申告会活動に、ご支援いただき深く感謝を申し上げます。新型コロナウイルス蔓延に伴い、消費者マインドの低下や地元金沢への観光客減少等により飲食店をはじめとした会員の皆様の事業経営活動の衰退が見込まれて来ております。

会員の皆様には、コロナ禍における事業運営には一時的な給付金（公助）だけではなく、引き続き国・県・市の経済支援策が必要であり、関係国会議員等を通じて要望していきたいと考えております。

さて、本年税制改正により、所得税の申告様式が大幅に変更されております。

そこで、会計ソフトブルーリターンAを活用することにより、申告事務処理が軽減され、更に、本年から電子申告による青色申告特別控除65万の適用がスタートすることから、利便性・節税感を実感していただけると思っておりますので、是非、皆様方のご利用のご検討をお願いしたいと思います。

なお、本年の確定申告決算指導・相談は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、万全の感染防止策を講じ、実施することとしております。具体的には、従来の相談体制から、待合を設置せず、完全予約制で相談時間も制限し、三密を避ける体制に変更したため、事前に予約をしたうえで、事務所へお越しいただきますよう、会員の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

次に、本年十月には青色申告会発足七十周年の節目の年に、石川県青色申告会連合会主催で北陸ブロック大会の開催を予定しておりますので、多くの会員の皆様のご出席を宜しく申し上げます。

結びにあたり、新型コロナウイルスの渦中、会員の皆様には、今年のご健康とご多幸と事業の益々の発展を心から、ご祈念申し上げます。

年会費のお支払いについて

令和2年度から口座振替に移行していきます。

- ◎振替用紙の提出がまだの方には、昨年末までに用紙を送付しておりますので、申告の際にお持ちになるか、同封されていた返信用封筒でご提出ください。
- ◎口座振替をご利用できる金融機関に口座をお持ちでない方、廃業等で今年度で脱会する方は事務局までお知らせください。
- ◎令和3年度の口座振替日は、令和3年5月24日(月)になります。

令和2年分の確定申告は、 3密回避!!!

例年、確定申告会場は、大変混み合います。

新型コロナウイルス感染防止のために、

自宅で

スマホでサクッと!

パソコンでポチッと!

確定申告!

自宅から申告するには...



① マイナンバーカード※

又は

が必要です。

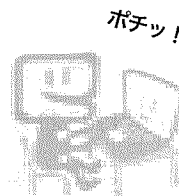
② ID・パスワード

準備は
お早めに

※別途、「ICカードリーダー」又は「マイナンバーカード対応のスマートフォン」が必要となります。

ID・パスワードを取得するには...

ご本人であれば、税務署窓口で
すぐに発行できます!



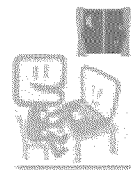
※ 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

金沢税務署

《令和2年分確定申告についてご案内します》

◆申告・納税の期限及び税務署での申告相談受付期間

- ・所得税及び復興特別所得税、贈与税の確定申告期限：令和3年3月15日（月）
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告期限：令和3年3月31日（水）
- ・税務署での申告相談受付期間：令和3年2月16日（火）から3月15日（月）
- ・税務署での申告相談の受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後4時
※混雑状況により、午後4時より前に受付を終了する場合があります。
- ・金沢税務署は2月21日（日）及び2月28日（日）も申告相談を行います。



◆確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

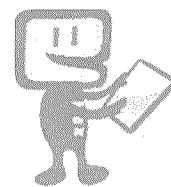
確定申告期は毎年多くの方が確定申告会場を訪れます。令和2年分の確定申告においては、混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

◆ネットなら便利！24時間確定申告

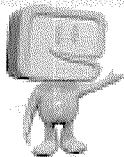
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、パソコン、スマートフォンからe-Taxにより送信（申告）できます。税務署へ行く必要がなく、自動計算されるので計算誤りがありません。計算途中でもデータを保存し作業を再開できます。

パソコンからは「マイナンバーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方」又は「税務署発行のID・パスワードをお持ちの方」がe-Taxで送信（申告）できます。（※ブルーリターンAで申告の方はID・パスワードをご利用できません。）

スマートフォンからは「マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方（一部の端末のみ）」又は「税務署発行のID・パスワードをお持ちの方」がe-Taxで送信（申告）できます。（※ブルーリターンAはスマートフォンではご利用できません。）



◆青色申告特別控除の適用要件・基礎控除額が変わりました！



令和2年分の確定申告から、青色申告特別控除額が65万円から55万円に変わりました。ただし、改正前（令和1年分以前）の「65万円控除」の要件に加えて、e-Taxにより申告（電子申告）又は電子帳簿保存（事前に税務署へ申請書の提出が必要です。）を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

また、基礎控除額も令和2年分の確定申告から、控除額が10万円引き上げられて、48万円になりました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

※詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。